

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第75号  
平成28年9月1日  
警察庁交通局交通規制課長

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行について(通達)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号。以下「改正法」という。別添1参照)が平成28年6月7日に公布され、平成28年9月1日から施行されることとなった。

今次の改正は、都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、建築物の建築等に係る道路上空利用が可能な地域の拡充等の措置を講ずるものである。これに伴い、内閣府地方創生推進事務局長等から各都道府県知事等に宛て「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について(技術的助言)」(平成28年9月1日付け府地事第380号等。以下「技術的助言」という。別添2参照)が発出された。

改正法による改正後の都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。)及び技術的助言のうち、交通警察に関する部分の内容及び対応上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達については、国土交通省と協議済みである。

#### 記

### 1 整備計画への記載事項の追加について(法第19条の2関係)

#### (1) 改正の内容

都市再生緊急整備協議会が作成又は変更する整備計画に、国際会議場施設、外国語対応医療施設等の都市の国際競争力強化に資する施設(国際競争力強化施設)の整備に関する事項を記載することができることとされた。

#### (2) 技術的助言の内容

都市再生緊急整備協議会において整備計画を作成又は変更しようとする際には、従前のとおり、事前に十分な時間的余裕をもって都道府県公安委員会等の関係機関と必要な調整が行われるよう配慮することとされた。

#### (3) 対応上の留意事項

整備計画を作成又は変更しようとする都市再生緊急整備協議会の関係地方公共団体から、都道府県公安委員会に対し、当該整備計画の案について事前に必要な調整が図られるので、従前のとおり、必要に応じて交通管理の観点から意見を述べるなどの調整を行うこと。

### 2 建築物の建築等に係る道路上空利用が可能な地域の拡充について(法第36条の2

関係)

(1) 改正の内容

これまで、特定都市再生緊急整備地域内に限り、道路の上空等を利用した建築物の建築等を認める特例が設けられていたが、広く都市の再生を図る観点から、本特例の対象区域が都市再生緊急整備地域全域に拡大された。

(2) 技術的助言の内容

都市計画決定権者は、上記地域全域において、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域（以下「重複利用区域」という。）を定めることができることとされ、この場合において、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下について上下の範囲を定めるもの（以下「建築限界」という。）をも定めねばならないこととされている。この建築限界を定めるに当たっては、従前のおり、関係道路管理者への協議のほか、関係機関（建築物の接道関係に変化が生ずるおそれがある場合における特定行政庁、道路の上空利用による視認性の低下によって生ずる道路交通の安全と円滑への影響等についての都道府県公安委員会等）との必要な調整が行われるよう配慮することとされた。

(3) 対応上の留意事項

上記改正に伴い、道路の上空利用に伴う調整が増加すると考えられるが、従前のおり、道路の上空利用による視認性の低下によって生ずる道路交通の安全と円滑への影響等について、当該重複利用区域における交通事故の発生状況や渋滞状況、走行する自動車等の種類の混成率その他の交通実態、信号機及び道路標識等の性能等を勘案し、必要な意見を申し入れること。特に、当該区域における交通を制限することとならないか、信号機及び道路標識等の視認性を低下させることとならないかといった観点についても、十分検討すること。

3 都市再生整備計画への記載事項の追加（法第46条関係）

(1) 改正の内容

市町村は、あらかじめ公園管理者と協議し、その同意を得た場合には、都市再生整備計画に、都市公園における自転車駐車場で自転車を賃貸する事業の用に供するもの、観光案内所等の都市の居住者等の利便の増進に資する施設の設置に関する事項を記載することができることとされた。

(2) 技術的助言の内容

市町村は、法第46条の規定による都市再生整備計画の策定に当たり、当該計画が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を含む場合には、従前のおり、あらかじめ、都道府県公安委員会と協議を行うことが望まれるとされた。

(3) 対応上の留意事項

市町村から都市再生整備計画の策定する際の協議を受けた場合には、従前のおり、必要に応じて交通管理の観点から意見を述べるなどの調整を行うこと。

(別添1及び2は省略)